

Q2-1.合弁契約書内に記入する項目について教えてください。

合弁契約書は、投資者の間で合弁会社の将来の管理・経営および投資者の撤退の仕組みについて作成された協議であり、「投資契約」または「株主協議書」と称されることもあります。合弁契約書は台湾の会社法に規定された必要書類ではありませんが、投資者がお互いの権利・義務関係を規定するために、特に会社法に許可された定款における別途規定について、投資者は合弁協議書の協議を通じて、これに準拠して定款を制定することができます。

合弁契約書の内容は、締結される時点により若干差異があります。

1. 投資者が合弁で新会社を設立する場合、合弁契約書には合弁会社の種類、名称、主要営業項目、資本金、出資金払い込みのスケジュール等が明確に記載されます。
2. 投資者が会社の株主からの発行済株式の買い取り、または会社の現金増資に参加する場合、投資者は会社の株主と株式売買契約を締結する、または会社と株式引受契約を締結すると同時に、会社の他の株主と合弁契約書を締結します。会社と株主の間に、既に合弁契約書を締結している場合は、加えて共に処理することを考慮したほうがよいと思われます。

<合弁契約書に含める内容例>

1. 合弁会社の種類(株式会社、有限会社など)および名称
2. 合弁会社の主な営業項目または機能(目的は持株、製造、貿易または研究開発)
3. 投資の構成: 法人または個人名義での出資(外資である場合は、関連管轄官庁の許可を取得することを前提条件とする)、出資方法(現金出資、または資産・技術の現物出資)
4. 資本金の総額: 登録および払込資本金、各株主の持株比率、従業員への新株予約権証書または優先株を発行するかどうか
5. 出資: 株主の払込スケジュール、払い込んでいない金額に対する対処の方法もしくは罰則の有無、株主の後続の出資義務の有無、または特定の増資にはその優先株式予約権を放棄する必要があること
6. 合弁会社の役員および経理人
 - (1) 合弁会社の取締役および監査役の席数(取締役は少なくとも3名、監査役は少なくとも1名、外国人でも可能、会社の株式を有する必要はなし)、席の分配、任期(3年を超過してはならないが、再選再任は可能)および最初の董事長(代表取締役)の決定
 - (2) 総経理(およびその他重要な職位、例えば、最高財務責任者)の候補者指名権および職務権限の内容(意思決定権限表を作成するかどうかを考慮)
 - (3) 定時取締役会の開催時期

(4) 取締役会の議事および表決

7. 株主総会の特別権限および特定事項の表決数: 会社法または定款に規定された株主総会で決議すべき事項を除き、会社の業務の執行は取締役会で決議されます。よって、少数株主は特定の重要事項を株主総会の決議事項にする、あるいはその表決数を引き上げ、定款に入れることにより、「少数株主の否決権」を確保することが可能です。
8. 株式の売却および譲渡の制限: 一般的な状況でいうと、株式会社の発起人の株式は会社設立の一年後に初めて譲渡できます。そのほか、定款で株式の譲渡を禁止または制限をすることはできません。ただし、投資者の間では、株式譲渡の際に、先買権(right of first refusal)または共同売却権(co-sale right)について、他の株主が有するかどうかまたはどのように執行するか、譲渡株主が株式譲受人に既存の合併契約を承認するよう要求すべきことを約定できます。
9. 利益処分: 従業員への利益の分配の最低比率は定款に記載しなくてはなりません。
10. 競業禁止: 出資者に競業禁止義務を課す場合は、その内容
11. 各投資者のその出資分以外の義務: 例えば、合併会社の設立の担当、従業員の公募または訓練、機械設備の仕入、合併会社と締結すべき特定の契約等(例えば、授權契約、技術移転契約または取次販売契約)
12. 合併契約書の終了事由: 例えば、合併会社が上場または店頭公開する場合、出資者に重大な違約がある場合、合併会社の連続赤字が特定の状況に達する場合等。合併契約の終了は投資者の持株、その権利義務に影響しないため、その他の支援措置(例えば、会社の解散または強制的な株式の売却)も合わせて考慮したほうがよいと思われます。
13. 違約事由および対処方法: 違約者は賠償責任を負うべき以外に、強制的にその持株を売却する義務を負うか否か、そして売却義務を負う場合、その価額はどのように計算するか。
14. 準拠言語: 合併契約書は多言語で締結することができます。台湾では、中国語はもちろん、日系企業の場合、日本語や英語で締結されている契約書も珍しくはなく、全て有効です。ただし、複数言語で作成されており、それらの間に齟齬がある場合は、特定の言語に準ずる約定をするものとします。
15. 紛争の解決方法: 一国の法律のみを準拠法にすることができます。また、採用するのが訴訟または仲裁の方法であるかを問わず、原告の被告人の所在国における訴訟提起または仲裁申請の提起について考慮することができます。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。